

豊島区総務部防災危機管理課公式ピアッザ運用要領

令和7年6月1日

危機管理監決定

(目的)

第1条 この要領は、「豊島区ソーシャルメディア運用基準」に基づき、豊島区総務部防災危機管理課（以下「当課」という）が取得したPIAZZA（以下「ピアッザ」という）のアカウント（以下「本アカウント」という）を利用者への情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) ピアッザ：PIAZZA 社が提供する、インターネット上の情報発信や交流を通じて社会的ネットワークを構築するサービス（ソーシャル・ネットワーキング・サービス：SNS）をいう。
- (2) 公式ピアッザ：区が運用するピアッザをいう。
- (3) アカウント：公式ピアッザを利用するために当課が取得した権利及びユーザー名をいう。
- (4) ユーザー：公式ピアッザに利用登録をした個人又は団体をいう。
- (5) 投稿：公式ピアッザに文書等を表示させること及びその表示させた文書等をいう。
- (6) コメント：ユーザーから投稿された意見等をいう。
- (7) スタンプ：ユーザーの投稿等に共感等の意思を表示させることをいう。
- (8) フォロー：特定のユーザーの投稿等を継続的に見ることができるようアカウントに登録することをいう。

(運用主体)

第3条 公式ピアッザの運用主体は区とし、アカウントの運営管理者は豊島区総務部防災危機管理課長とする。

- 2 アカウントは当課が取得し、ユーザー名は「豊島区総務部防災危機管理課」とする。

(運用主体の明示)

第4条 区は、なりすまし等による誤情報の流布を防ぐため、運用主体として本アカウント名を区公式ホームページに明示する。

2 当課は、本アカウントの運用主体、発信する内容等について、本アカウントのプロフィール欄に明示する。

(掲載内容)

第5条 本アカウントより区民等に発信する情報は次のとおりとする。

- (1) 各救援センター（避難所）の開設・運営訓練日程の通知、及び訓練内容の紹介
- (2) 各種防災イベントの開催通知、及びイベント紹介
- (3) その他、運営管理者が適当と認める情報

(情報発信)

第6条 本アカウントを運用するにあたり、情報の作成、更新、発信は原則として豊島区総務部防災危機管理課職員が行う。ただし、公式ピアZZの特性や情報発信の即時性を考慮し、緊急の場合や事前に判断を得ている場合は、この限りではない。

2 情報発信した内容に誤りがあった場合は、ただちに当該情報を削除するとともに、訂正した内容を改めて発信する。

3 情報発信の原則は次のとおりとする。

- (1) 区職員であることの自覚と責任を持ち、地方公務員法その他の関係法令ならびに職員の服務及び情報の取扱いに関する規定を順守する。
- (2) 自らの職務に関する情報を発信する場合は、守秘義務を果たすとともに、意思形成過程における情報の取扱いに十分留意する。
- (3) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、知的財産権等に関して侵害することがないよう十分留意する。
- (4) 発信する情報は正確を期するとともに、その内容について誤解を招かないよう十分留意する。
- (5) アカウントの不正利用、業務目的外利用をしてはならない。
- (6) その他公序良俗に反する一切の情報を発信しない。

4 本アカウントは公式ピアZZによる発信のみを行い、原則として他のユーザーの投稿に対すコメント、スタンプ及び他のアカウントのフォローは行わない。また、

区の投稿に対する利用者からのコメントに個別の返信コメントは行わない。ただし、運営管理者が必要と認めるものはこの限りではない。

(著作権等)

第7条 公式ピアッザに掲載される個々の情報（文章、写真、イラスト等）に関する諸権利は区又は現著作者に帰属する。

(免責)

第8条 区は本アカウントを通じてユーザーから提供される情報について、その正確性、安全性、合法性その他の保証は一切ないものとし、当該情報に起因してユーザーまたは第三者に損害が発生したとしても、一切責任を負わないものとする。

2 区は、掲載された情報に起因してユーザーまたは第三者に損害が発生したとしても、区の故意または重大な過失によるものではない限り、一切責任を負わないものとする。

3 この要領は、ユーザーへの事前予告なく変更や見直しを行う場合があるものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、実施について必要な事項は、運用管理者が別に定める。

附則

この要領は、令和7年6月1日から施行する。